



和 広 第 243 号
令和 4 年 8 月 19 日

和歌山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 御中

和歌山県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 尾 花 正 啓



和歌山県への個人情報の提供について（諮問）

和歌山県に対するレセプトデータ及び健診情報に係る情報提供について、和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき諮問します。

【諮問内容】

1 諮問事務

総務省統計局が実施する令和 4 年度統計データ利活用推進事業におけるマイクロデータを活用した県内の地域医療・介護資源の偏在等に関する分析研究事業として、県内市町村及び当広域連合の被保険者の医療レセプト、健診情報、介護レセプト、介護情報等を用いたデータ分析を、和歌山県と京都大学との共同研究により実施する。

2 事務の目的

県内の地域医療・介護資源の偏在等に関する分析研究を実施し、その結果を保健医療計画など医療・介護にかかわる計画に反映させ、効率的な医療等提供体制の整備・充実を図る。

3 条項

和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 5 号

4 諮問項目

レセプトデータ及び健診情報の和歌山県への情報提供については、公益上の必要による個人情報の提供に該当することの承認

5 提供先

和歌山県

6 提供する情報

医科・DPC・調剤のレセプトデータ、健診情報 等

※各項目については、別紙のとおり

平成 29 年 4 月から令和 4 年 3 月診療分 60 ヶ月分